第 3055 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 6月 27日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 交際費と会議費の区分

Q：交際費等と会議費とでは、取扱いが違うそうですが、どのように違うのですか？また、両者はどのように区分したらいいのですか?

A：会議に際して通常供与される昼食程度の飲食費は会議費となります。また、１人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等に含めなくてよいこととされました。

【解説】

会社が、事業に関連して得意先等と飲食する費用は、厳密に言えば交際費に該当するのですが、商談や打ち合わせに伴う飲食費まで交際費とするのは実情に合わないことから、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、交際費に含めなくてよいことになっています。

つまり、社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等は交際費に含めなくてよいのですが、この場合の「通常会議を行う場所において通常供与される」というのは昼食の程度を表す意味のものであって、供与する場所を厳格に規定したものではありませんので、たとえば料亭やホテルであってもよく、会議としての実態を備えているものであれば、会議のための会場借上げ費、会議中の通常の喫茶、食事代、会議のために必要な宿泊費等は、会議費として認められることになります。